

本件事故当時、首都圏－宮城県間の運輸業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 検査費用	86,000円
(2) 営業損害（「足立〇〇〇 〇〇〇〇」の車両を使用できなかったことによる休車損害）	1,428,000円
以上合計	1,514,000円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年5月11日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として金1,514,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

第1項の1に掲げる損害項目（ただし、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月11日

（仲介委員長 渡部 晃、仲介委員 加藤 慎、同 高井章光）